

# 射水市営住宅入居申込案内



射水市営住宅指定管理業者  
(株)ホクタテ射水市営住宅管理事務所

〒939-0274 射水市小島3724  
(アプリオ1階 西側出入口横)

TEL (0766) 54-6665

FAX (0766) 54-6694

E-mail [imizu-hkt@po4.nsk.ne.jp](mailto:imizu-hkt@po4.nsk.ne.jp)

営業時間

土・日・祝日を除く  
午前8時30分～午後5時15分



## ○市営住宅への入居者の募集について

市営住宅の入居申込みについて、次のとおり募集します。

- ◇ 募集する市営住宅      市内の提供可能な各団地の空室
- ◇ 申込書受付場所 ※    (株)ホクタテ射水市営住宅管理事務所
- ◇ 申込受付期間          別紙参照
- ◇ 市営住宅家賃          別紙参照

〒939-0274 射水市小島3724(アプリオ1階 西側出入口横)  
TEL 0766-54-6665 FAX 0766-54-6694 E-mail imizu-hkt@po4.nsk.ne.jp

### 営業時間

土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

## ○特定公共賃貸住宅への入居者の募集について

特定公共賃貸住宅の入居申込みについて、次のとおり募集します。

- ◇ 募集する特定公共賃貸住宅      市内の提供可能な各団地の空室
- ◇ 申込書受付場所 ※    (株)ホクタテ射水市営住宅管理事務所
- ◇ 申込受付期間          随時募集しています。
- ◇ 特定公共賃貸住宅家賃      別紙参照

〒939-0274 射水市小島3724(アプリオ1階 西側出入口横)  
TEL 0766-54-6665 FAX 0766-54-6694 E-mail:imizu-hkt@po4.nsk.ne.jp

※ DV被害者世帯の入居申込みについては、事前連絡の上、直接、射水市建築住宅課にお越しく下さい。

〒939-0292 射水市小島703番地(大島分庁舎内2階)

TEL 0766-51-6683 FAX 0766-51-6696 E-mail:kenchiku@city.imizu.lg.jp

## ◎市営住宅

市営住宅とは、住宅に困窮する一定基準以下の所得の方に低廉な家賃で入居していただく賃貸住宅です。

公営住宅法に基づき射水市が建設した住宅で、公営住宅法及び射水市営住宅条例等により入居資格が特別に定められています。

### 資 格

#### 1 入居者の資格 — 次の(1)～(5)のすべてに当てはまる必要があります。

##### (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。

ただし、婚約中で申込日から概ね3か月以内に婚姻届が提出できる人や、富山県パートナーシップ宣誓書の写し等を提示される人、事実上婚姻関係と同様の事情にある人は申込みできます。

不自然な世帯分離（夫婦の片方と子どものみで入居する等）による入居申込みはできません。

##### (2) 入居者の世帯の収入月額が、収入基準内であること。（次頁「2 入居収入基準」、「3 収入月額の計算方法」を参照）

##### (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

入居申込書の「困窮理由」に当てはまること。

申込者又は同居者に持家がある場合（共有を含む）や、公営住宅に入居している場合は、原則として入居申込みできません。

##### (4) 暴力団員ではないこと。

##### (5) 市税を滞納していない者であること。

#### ～単身入居について～

次のいずれかに該当する場合は、単身入居が可能です。（ただし、障がい等により常時介護を必要とする人は窓口でご相談ください。）

ア 60歳以上の人

イ 障害者基本法第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が次のいずれかに該当する人

- 身体障がい：身体障害者手帳1～4級に該当する程度
- 精神障がい：精神障害者福祉手帳1～3級に該当する程度
- 知的障がい：上記精神障がいの程度に相当する程度（療育手帳A又はB）

ウ 戦傷病者でその障がいの程度が戦傷病者手帳の表の2特別項症から第6項症まで又は表の3第1款症に該当する人

エ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人

オ 生活保護世帯

カ 海外からの引揚者（中国残留邦人等の帰国者）で本邦に引き揚げた日から起算して5年経過していない人

キ ハンセン病療養所入所者等

- ク 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法）第1条第2項に規定する被害者で次に該当する人
  - DV防止法の規定による一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない人
  - DV防止法の規定により裁判所に申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない人
  - 配偶者暴力対応機関等が発行する「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害に関する申出受理確認書」により確認できる人

## 2 入居収入基準 —入居者の世帯の収入月額が158,000円以下であること。

ただし、下記ア～コにのいずれかに該当する世帯（裁量階層）は、収入月額が158,000円を超えても214,000円以下であれば入居できます。

- ア 入居者又は同居者が、身体障害者手帳1から4級に該当する程度の身体障がい者である場合
- イ 入居者又は同居者が、精神障害者福祉手帳1級又は2級に該当する程度の精神障がい者である場合
- ウ 入居者又は同居者が、上記の精神障がいの程度に相当する程度の知的障がい者である場合（療育手帳A又はB）
- エ 入居者又は同居者が、戦傷病者手帳の表の2の特別項症から第6項症又は表の3第1款症に該当する程度の障がい者である場合
- オ 入居者又は同居者が、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている場合
- カ 入居者又は同居者が、海外からの引揚者（中国残留邦人等の帰国者）で本邦に引き揚げた日から起算して5年経過していない者である場合
- キ 入居者又は同居者が、ハンセン病療養所入所者等の場合
- ク 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法）第1条第2項に規定する被害者で次に該当する人
  - DV防止法の規定による一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない人
  - DV防止法の規定により裁判所に申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない人
  - 配偶者暴力対応機関等が発行する「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害に関する申出受理確認書」により確認できる人
- ケ 入居者が60歳以上の者であり、かつ同居者のいずれかの者が60歳以上か18歳未満の者の場合
- コ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日（中学校修了）までの間にある者がいる場合

## 3 収入月額の計算方法

$$\text{収入月額} = \frac{\text{A：世帯全員の年間所得金額の合計} - \text{B：控除額の合計}}{12 \text{ か月}}$$

### A：年間所得金額について

※世帯員のうち、所得のある人が2人以上いる場合には、それぞれの年間所得金額を合計した金額になります。

- (1) 給与所得者（会社員・パート等）…… 給与所得控除後の金額（下表により算出した所得金額）
- (2) 事業所得者（自営業者等）…………… 事業所得金額
- (3) 年金受給者 …………… 雑所得金額（下表により算出した所得金額）
- (4) その他の所得がある人 …………… 不動産所得、配当所得、利子所得等

～給与所得者の年間所得金額の算出方法～

	年間総収入金額	年間所得金額の計算式
給 与 所 得 者	0円以上1,628,000円未満	給与等総収入金額－550,000円
	1,628,000円以上1,800,000円未満	給与等総収入金額×0.6＋100,000円
	1,800,000円以上3,600,000円未満	給与等総収入金額×0.7－80,000円
	3,600,000円以上6,600,000円未満	給与等総収入金額×0.8－440,000円
	6,600,000円以上10,000,000円未満	給与等総収入金額×0.9－1,100,000円

～年金所得者の年間所得金額の算出方法～

	年 齢	年間総収入金額	年間所得金額の計算式
年 金 所 得 者	65歳未満	0円以上1,300,000円未満	公的年金総収入金額－600,000円
		1,300,000円以上4,100,000円未満	公的年金総収入金額×0.75－275,000円
		4,100,000円以上7,700,000円未満	公的年金総収入金額×0.85－685,000円
	65歳以上	0円以上3,300,000円未満	公的年金総収入金額－1,100,000円
		3,300,000円以上4,100,000円未満	公的年金総収入金額×0.75－275,000円
		4,100,000円以上7,700,000円未満	公的年金総収入金額×0.85－685,000円

B：控除額について

控除の種類	控除を受けられる人	控除額
同居・扶養控除	同居親族及び遠隔地扶養親族	1人につき38万円
老人扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の人	1人につき10万円
特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人	1人につき25万円
障害者控除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者のうち障がい者の人（特別障がい者を除く）	1人につき27万円
特別障害者控除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者のうち特別障がい者（身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等）の人	1人につき40万円
寡婦控除	寡婦の人で、生計を同一とする子を有しない人	1人につき27万円 (該当者の所得金額を限度とする)
ひとり親控除	ひとり親の人	1人につき35万円 (該当者の所得金額を限度とする)
給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	給与所得者及び年金受給者	1人につき10万円 (該当者の所得金額を限度とする)

## 申込み

### 1 申込みのときに提出するもの

#### 全ての人に必ず提出いただく書類

- (1) 市営住宅入居申込書 市営住宅条例施行規則様式第1号
- (2) 入居者全員の住民票 申込者及び同居しようとする人全員が記載され、続柄・本籍地の記載のあるもの（外国籍の場合は外国人登録証の写しも必要）
- (3) 所得証明書 申込者、同居しようとする人全員及び連帯保証人について、市町村長の発行する直近の年度の所得証明書（公営住宅用の様式又は扶養人数等の記載がある市町村所定の証明書）  
※年度途中で新規就職、転職又は退職された人については、窓口でご相談ください。
- (4) 納税証明書 申込者及び同居しようとする人全員について、それぞれ直近年度3年分の市税の納税証明書（完納証明書でも可）又は非課税証明書（申込者が射水市外の人の場合、現在居住している市町村のもの）
- (5) 連帯保証人の所得証明書等

#### ～連帯保証人～

- 連帯保証人が1人必要です。
- 独立した生計を営み、かつ入居者の年間家賃の5倍（1か月の家賃の60倍）以上の年間所得がある人です。  
※特定公共賃貸住宅は主たる入居者の所得と同程度の人。  
※令和2年4月以降新規に入居する方の連帯保証人が保証する極度額（保証の上限額）を設定します。
- 公営住宅の入居者は連帯保証人にはなれません。

#### 該当する人のみ提出いただく書類

- (6) 事実上の婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者と同居する場合等 … 該当することを証する書類
- (7) 単身入居を希望する場合 … 単身入居の資格を有することを証する書類
- (8) 収入基準の裁量階層に該当する場合 … 該当することを証する書類
- (9) その他、窓口で提出を指示された書類

#### 住宅の困窮状況を把握するために添付していただく書類

- ◇ひとり親世帯 申込者及び同居者が記載されている戸籍謄本
- ◇心身障がい者世帯 当該者の障がい者手帳の写し
- ◇生活保護世帯 公的機関の生活保護証明書
- ◇住居の立ち退き要求 事情等が分かる書類
- ◇家屋の老朽・破損 家屋の実態が分かる自治会長・民生委員などによる書類

- ◇DV被害者世帯 被害を証明する書類（一時保護証明書、保護証明書、保護命令決定書、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害に関する申出受理確認書）
- ◇住居の狭小・過密 現在の住宅面積が分かる書類（単身者：25㎡以下、2人以上：10㎡×人数+10㎡以下）
- ◇家賃の高負担 現在の家賃の額及び支払者が分かる書類（現在の家賃 / 世帯収入月額 ≥ 30%）

## 2 入居申込書の受付場所

(株)ホクタテ射水市営住宅管理事務所（アプリオ1階 西側出入口横）  
※ DV被害者世帯の方は、射水市建築住宅課（大島分庁舎2階）にお越しください。

## 3 申込みについての注意

- (1) 申込書は、本人又はその家族の人が持参してください。（郵送による受付はしません。）
- (2) 申込書その他の提出書類に虚偽の記載があったときは、申込み及び入居決定は無効になります。
- (3) 申込書その他の提出書類は返却しません。
- (4) ペット（犬、猫、鳥、他）の飼育はできません。
- (5) 日本語でのやりとりが難しい方は、通訳の方と一緒に窓口にお越しください。

# 入 居

## 1 入居の手続き

- 入居が決定した人には、建築住宅課から案内しますので、指定された日までに市営住宅使用請書（契約書）を提出してください。
- 請書には、入居者の認印及び連帯保証人の実印、添付書類として連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。

## 2 入居指定日

市営住宅の入居日は、毎月1日と15日です。

## 3 敷 金

敷金として入居時の家賃の3か月分をお預かりします。なお、敷金は市営住宅を退去する際に未納の家賃及び住宅修繕料等を控除して返還します。

## 4 家賃の支払

家賃は、その月の家賃をその月の末日に口座振替で納付していただきます。  
ただし、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日となります。

## 5 収入報告と家賃

- (1) 市営住宅の家賃は、入居者の収入や住宅の立地条件、築年数等に応じて、毎年度、個々に算定します。そのため、毎年7月末までに「収入申告書」により入居の状況、前年の所得を報告していただきます。（収入申告書の提出がない場合には、市営住宅の家賃の上限である「近傍同種の住宅の家賃」といたします。）
- (2) 収入申告により、翌年3月上旬に新しい家賃を通知し、翌年度4月から適用します。入居者は、通知された新しい家賃の額の算定に対し意見を述べる事ができます。この場合、意見の内容を審査し、理由があると認める場合には新しい家賃の額を更正します。
- (3) 市営住宅に入居後3年以上経過した入居者で、入居収入基準（一般階層の場合、収入月額158,000円）を超える場合は、「収入超過者」に認定され、市営住宅を明渡すよう努める義務が発生します。

## 6 駐車場

専用駐車場が設置されている住宅は、1戸につき1台分の駐車が可能であり、料金は無料です。  
複数台の車を所有される方は、2台目以降の車については、ご自身で近隣の有料駐車場を利用していただくことになります。

## 7 共益費

市営住宅では、他の入居者と共同で使用するものについて、共益費がかかります。共益費は、住環境の維持管理に必要なものですので、必ず納めてください。  
なお、共益費の金額、支払方法、支払日等は各団地によって異なります。各団地のルールに従って納めてください。

## 8 退去修繕

退去されるときは、畳・障子・襖・壁等の修繕費用及びクリーニング費用が入居者の負担となります。  
また、入居者の無理な使用や不注意によって施設等を破損した場合にかかる修繕費用も入居者の負担となります。

## 9 市営住宅の明渡し請求

市長は、入居者が次のいずれかに該当する場合、明渡しを請求することがあります。明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該住宅を明渡ししていただきます。この場合、規定の損害賠償を負担していただきます。

- 不正の行為によって入居したとき
- 家賃を3か月以上又は恒常的に滞納したとき
- 暴力団員であることが判明したとき
- 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき
- 入居者の保管義務（他の入居者に対する迷惑行為等）に違反したとき

## ◎特定公共賃貸住宅

### 資 格

#### 1 入居者の資格 — 次の(1)～(5)のすべてに当てはまる必要があります。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻予約者を含む）がいること。
- (2) 自ら居住するため、住宅を必要としている人
- (3) 入居者の世帯の収入月額が158,001円以上487,000円以下の人
- (4) 暴力団員ではないこと。
- (5) 市税を滞納していない者であること。

### 申 込 み

市営住宅の内容を参考にしてください。

### 入 居

## 市 営 住 宅 一 覧 表

※ 部屋構成欄中、「浴室スペース」とは浴室があつて、浴槽のないものです。

地 区	所 在 地	団地名	棟・タイプ	建設年度	構 造 等	住戸専用面積(m <sup>2</sup> )	戸数(戸)	部 屋 構 成	小学校	中学校	ガ ス
新湊地区	庄川本町13番11号	庄川本町	4号棟	S58	鉄筋コンクリート造 4階建	61.60	16	6・6・4.5・DK・ 浴室スペース	新 湊	新 湊	プロパン
	港町1番22号	港 町		S48	鉄筋コンクリート造 4階建	58.70	12	6・6・6・DK・ 浴室スペース	新 湊	新 湊	プロパン
	八幡町二丁目12番26号	八 幡	1号棟	S46	鉄筋コンクリート造 4階建	59.00	24	6・6・4.5・3・K・ 浴室スペース・物置	放 生 津	新 湊	都 市
	八幡町二丁目12番38号		2号棟	S50	鉄筋コンクリート造 4階建	66.00	24	6・5・4.5・3・DK・ 浴室スペース・物置			
			3号棟	S52	鉄筋コンクリート造 4階建	68.00	24	6・6・5・3・DK・ 浴室スペース・物置			
			4号棟	S51	鉄筋コンクリート造 4階建	68.00	24	6・6・5・3・DK・ 浴室スペース・物置			
	庄西町一丁目3番20号	庄 西	1号棟	S61	鉄筋コンクリート造 3階建	74.70	18	8・6・4.5・LDK・ 浴室スペース・物置	新 湊	新 湊	プロパン
			2号棟	S62	鉄筋コンクリート造 3階建	74.10	24	8・6・6・DK・ 浴室スペース・物置			
	殿村83番地	殿 村	1号棟	H4	鉄筋コンクリート造 4階建	73.00	24	8・6・5・DK・ 浴室スペース・物置	作 道	新湊南部	プロパン
			2号棟	H5	鉄筋コンクリート造 4階建	73.40	16	8・6・5・DK・ 浴室スペース・物置			
本江北379番地	本 江	1号棟	H7	鉄筋コンクリート造 5階建	78.60	32	8・5・LDK・浴室・ 物置	東 明 射 北 都 市			
		2号棟 Aタイプ	H11	鉄筋コンクリート造 4階建	79.90	6	6・6・4.5・LDK・ 浴室・物置				
		2号棟 Bタイプ			77.80	4	8・6・LDK・浴室・ 物置				
		2号棟 Cタイプ			70.70	2	6・6・LDK・浴室・ 物置				

地区	所在地	団地名	棟・タイプ	建設年度	構造等	住戸専用面積(m <sup>2</sup> )	戸数(戸)	部屋構成	小学校	中学校	ガス
新湊地区	海王町25番地	海王町	1号棟	H9	鉄筋コンクリート造 3階建	78.70	24	8・6・6・LDK・ 浴室・物置	放生津	新湊	都市
			2号棟 Aタイプ	H12	鉄筋コンクリート造 7階建(エレベータ有)	76.10	7	6・6・LDK・浴室・ 物置			
			2号棟 Bタイプ			79.70	7	6・6・LDK・浴室・ 物置			
			2号棟 Cタイプ			72.60	7	6・6・LDK・浴室・ 物置			
	海王町21番地		3号棟 Aタイプ	H13	鉄筋コンクリート造 7階建(エレベータ有)	72.30	7	6・6・4.5・DK・浴室・ 物置			
			3号棟 Bタイプ			72.60	7	6・6・LDK・浴室・ 物置			
			3号棟 Cタイプ			72.30	7	6・6・4.5・DK・浴室・ 物置			
	立町10番20号	立町	A-1	H9	鉄筋コンクリート造 5階建(エレベータ有)	81.35	6	6・6・6・LDK・ 浴室・物置			
			A-1妻			83.67	4	6・6・6・LDK・ 浴室・物置			
			A-2			86.15	3	6・6・6・LDK・ 浴室・物置			
B-1			82.14			1	6・6・6・LDK・ 浴室・物置				
大門地区	二口2578番地	大門	1号棟 Aタイプ	H15	木造2階建	47.00	2	6・6・DK・浴室・ 物置	大門	大門	-
			1号棟 Bタイプ			59.00	4	6・6・6・DK・浴室・ 物置			
			2号棟 Aタイプ	H15	木造2階建	47.00	2	6・6・DK・浴室・ 物置			
			2号棟 Bタイプ			59.00	4	6・6・6・DK・浴室・ 物置			
	中村29番地33	中村	2DK	H10	木造平屋建	48.84	2	6・6・DK・浴室・ 物置			
			3DK			75.35	2	6・6・6・DK・浴室・ 物置			
3LDK			79.98			2	6・6・6・LDK・ 浴室・物置				

地区	所在地	団地名	棟・タイプ	建設年度	構造等	住戸専用面積(m <sup>2</sup> )	戸数(戸)	部屋構成	小学校	中学校	ガス
大島地区	赤井35番地	赤井	2DK-A	H14	鉄筋コンクリート造 5階建(エレベータ有)	54.01	8	6・6・DK・浴室・ 物置	大島	大門	-
			2DK-B			52.89	10	6・6・DK・浴室・ 物置			
			3DK			70.37	15	6・6・6・DK・浴室・ 物置			
下地区	加茂中部205番地44	すずほ	2DK	H14	木造平屋建	45.94	2	6・6・DK・浴室・ 物置	下村	小杉	-

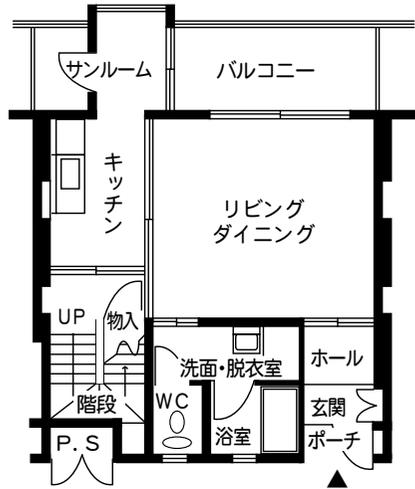
### 特定公共賃貸住宅一覧表

地区	所在地	団地名	棟・タイプ	建設年度	構造等	住戸専用面積(m <sup>2</sup> )	戸数(戸)	部屋構成	小学校	中学校	ガス
新湊地区	立町10番20号	立町	A-1	H9	鉄筋コンクリート造 5階建(エレベータ有)	81.35	3	6・6・6・LDK・ 浴室・物置	放生津	新湊	都市
			A-1妻			83.67	2	6・6・6・LDK・ 浴室・物置			
大島地区	赤井35番地	赤井	2DK-A	H14	鉄筋コンクリート造 5階建(エレベータ有)	54.32	2	6・6・DK・浴室・ 物置	大島	大門	-
			3DK-B			70.66	5	6・6・6・DK・浴室・ 物置			
下地区	加茂中部205番地44	すずほ	1LDK	H14	木造平屋建	48.90	2	6・LDK・浴室・物置	下村	小杉	-
			3DK	H14	木造2階建	76.30	6	6・6・8・DK・浴室・ 物置			



本江 1号棟 (78.60㎡)

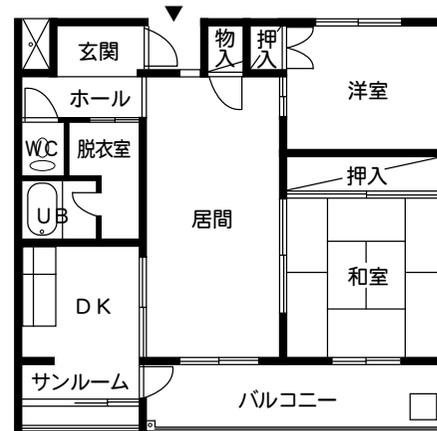
1階



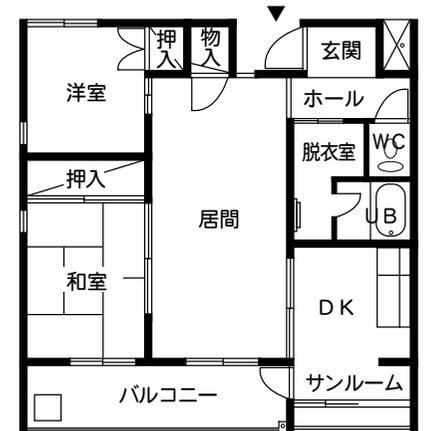
本江 2号棟Aタイプ (79.90㎡)



本江 2号棟Bタイプ (77.80㎡)



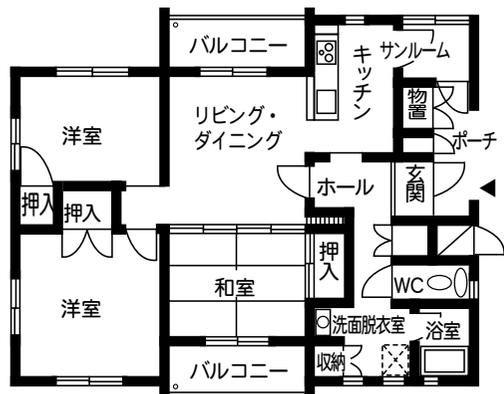
本江 2号棟Cタイプ (70.70㎡)



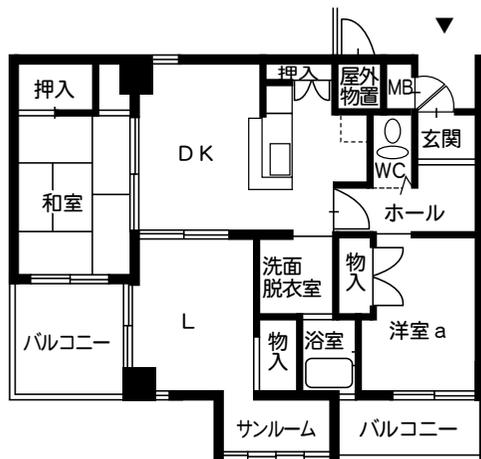
2階



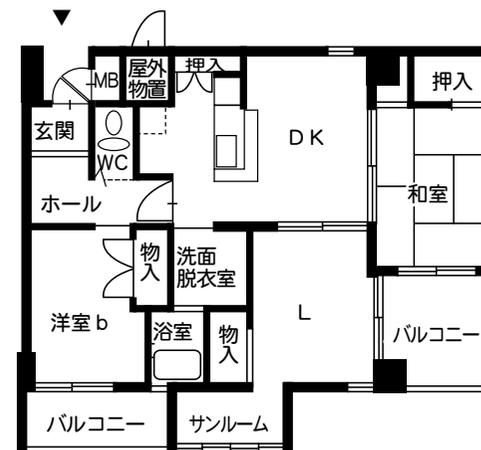
海王町1号棟Aタイプ (78.70㎡)



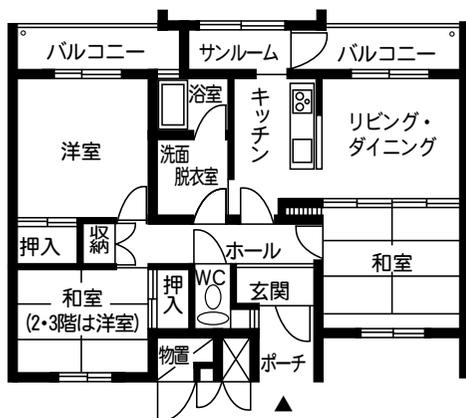
海王町2号棟Aタイプ (76.10㎡)



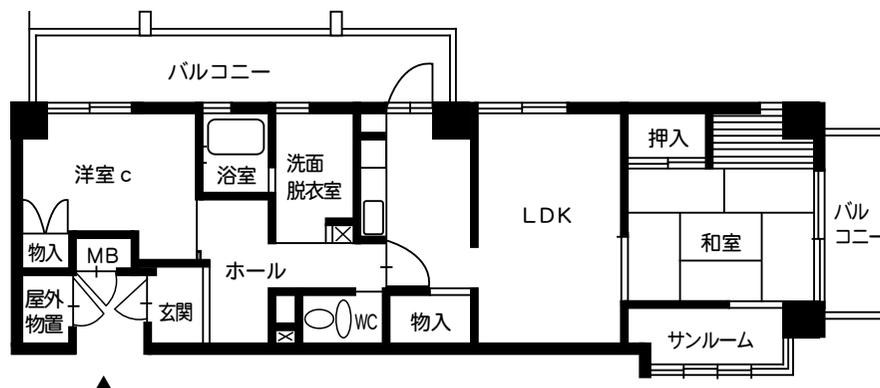
海王町2号棟Bタイプ (79.70㎡)



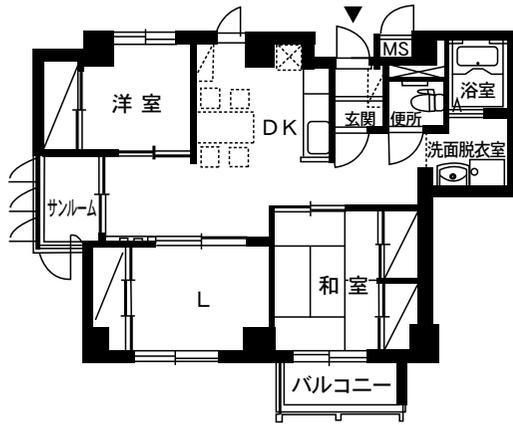
海王町1号棟Bタイプ (78.70㎡)



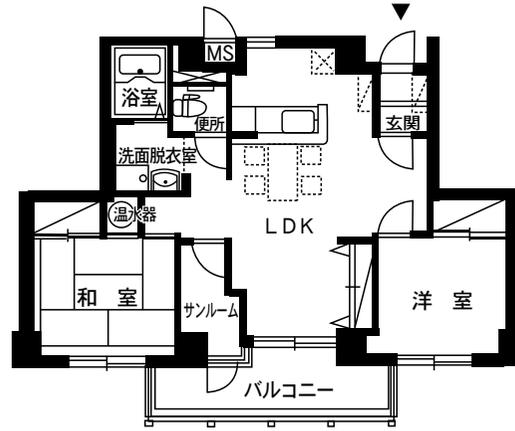
海王町2号棟Cタイプ (72.60㎡)



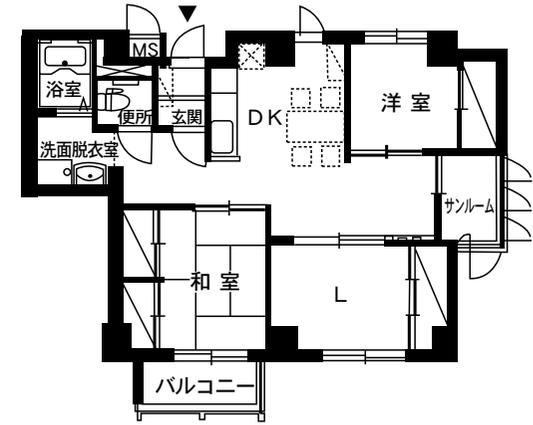
海王町 3号棟 Aタイプ (72.30㎡)



海王町 3号棟 Bタイプ (72.60㎡)



海王町 3号棟 Cタイプ (72.30㎡)



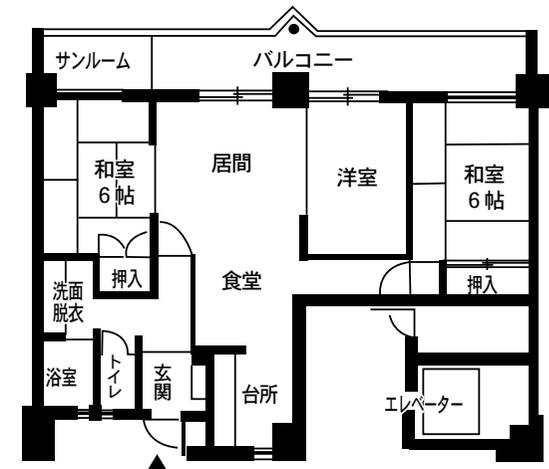
立町 A-1 (81.35㎡)



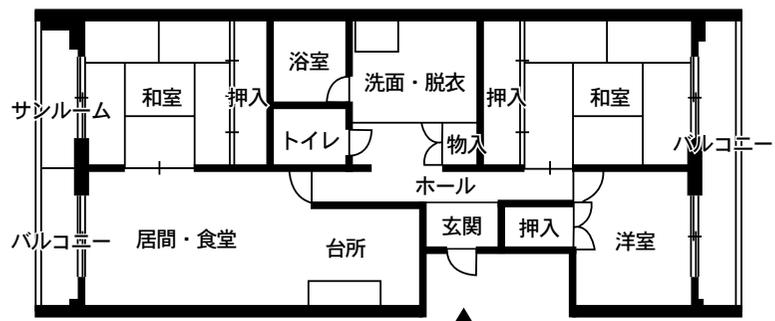
立町 A-1 妻 (83.67㎡)



立町 A-2 (86.15㎡)

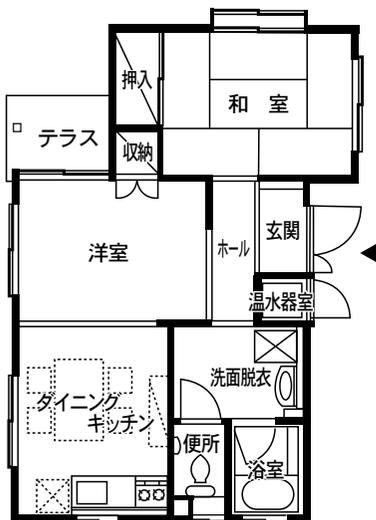


立町B-1 (82.14㎡)

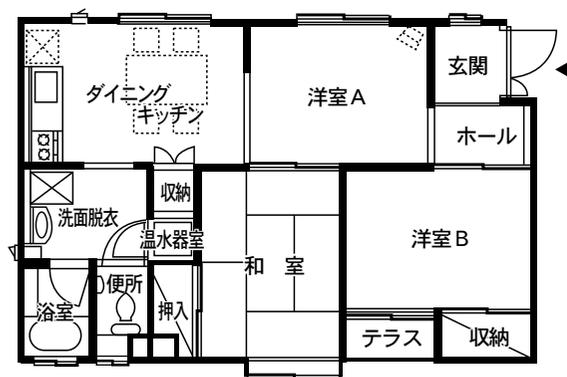


大門地区

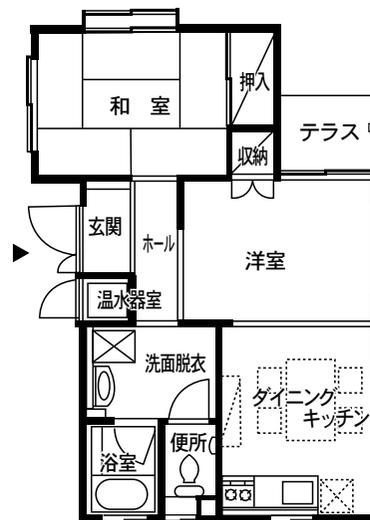
大門1号棟Aタイプ  
(47.00㎡)



大門1号棟Bタイプ (59.00㎡)



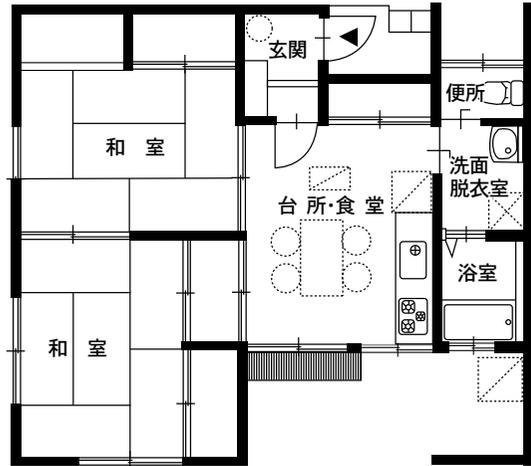
大門2号棟Aタイプ  
(47.00㎡)



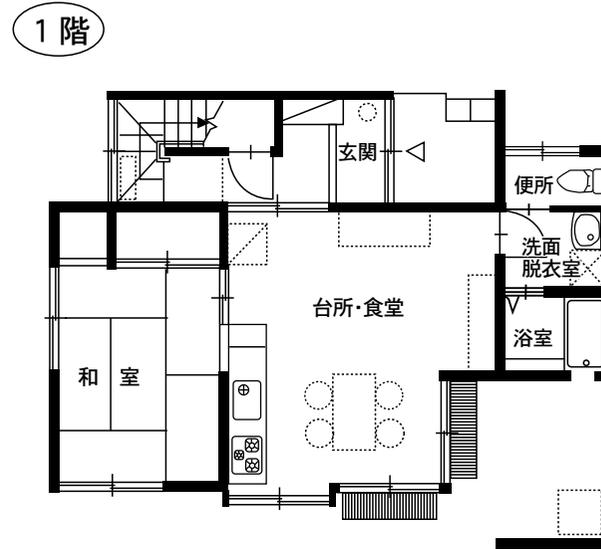
大門2号棟Bタイプ (59.00㎡)



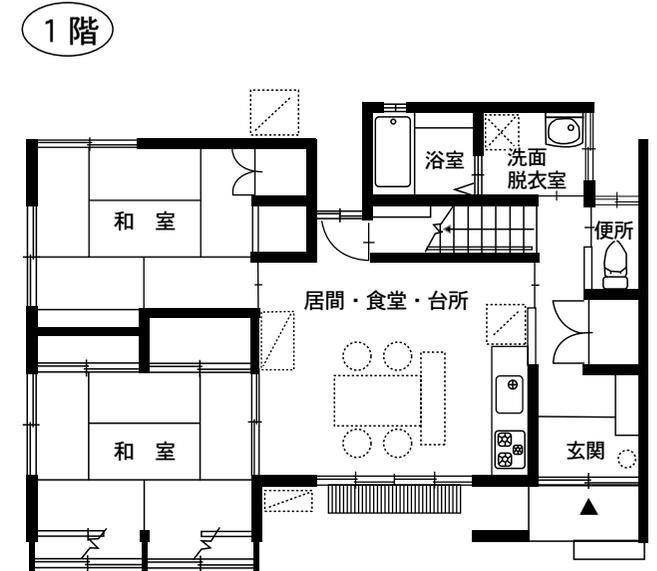
中村 2DK (48.84㎡)



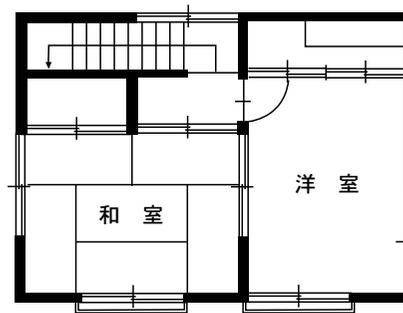
中村 3DK (75.35㎡)



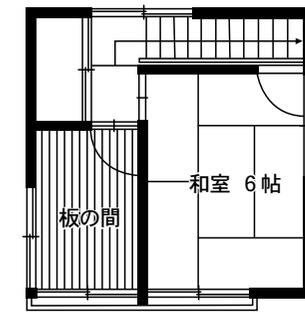
中村 3LDK (79.98㎡)



2階

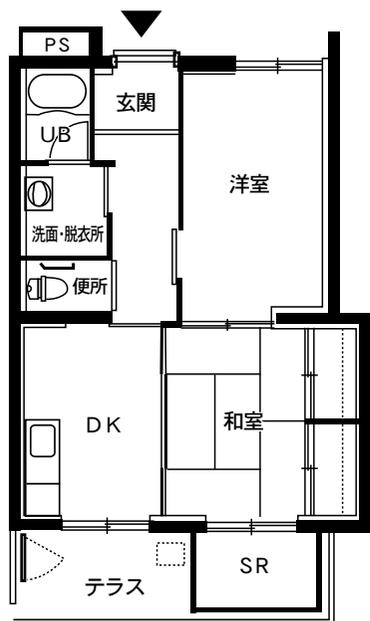


2階



大島地区

赤井 2DK-A (54.01㎡)



赤井 2DK-B (52.89㎡)

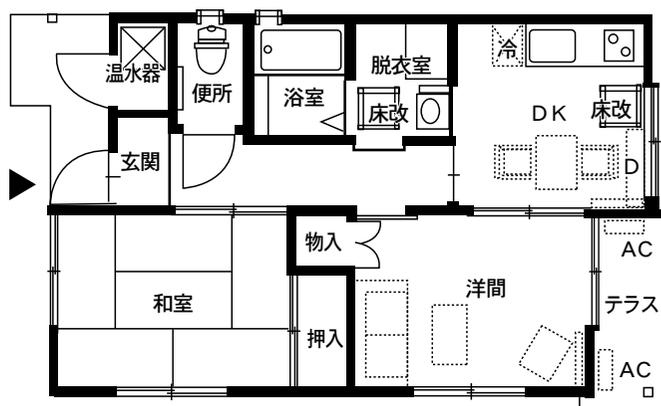


赤井 3DK (70.37㎡)



下地区

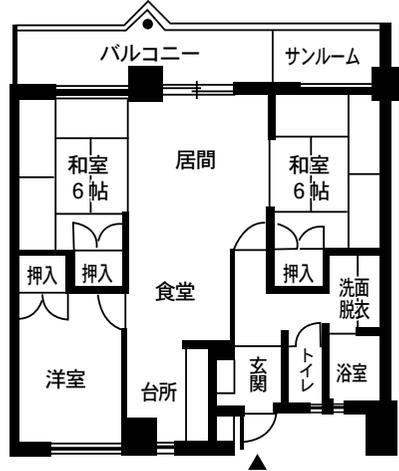
すずほ (45.94㎡)



# 特定公共賃貸住宅間取一覧

## 新湊地区

立町特定公共賃貸住宅A-1 (81.35㎡)



立町特定公共賃貸住宅A-1 妻 (83.67㎡)

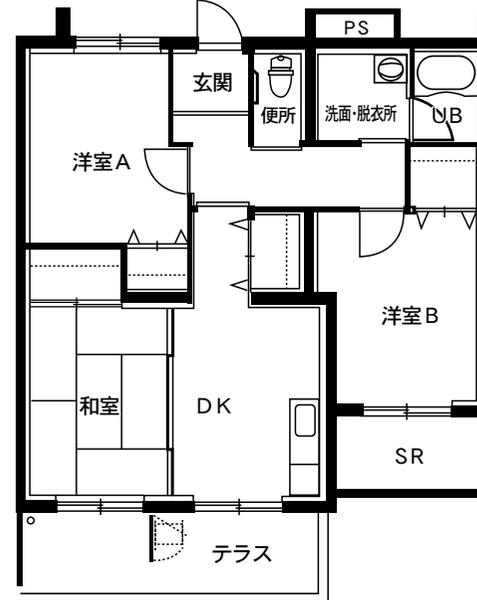


## 大島地区

赤井 2DK-A・2DK-B 2 (54.32㎡)

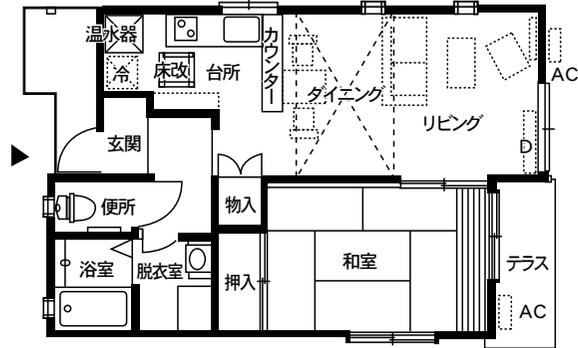


赤井 3DK-B (70.66㎡)

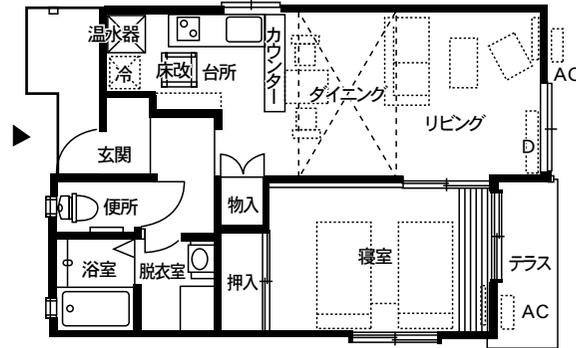


下地区

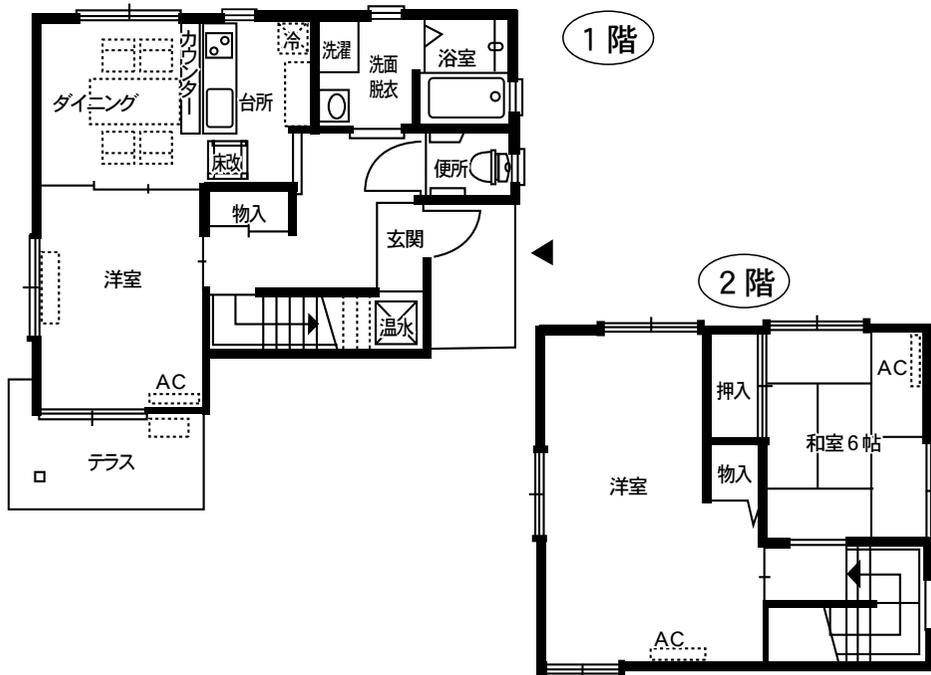
すずほ1LDK 1タイプ (48.90㎡)



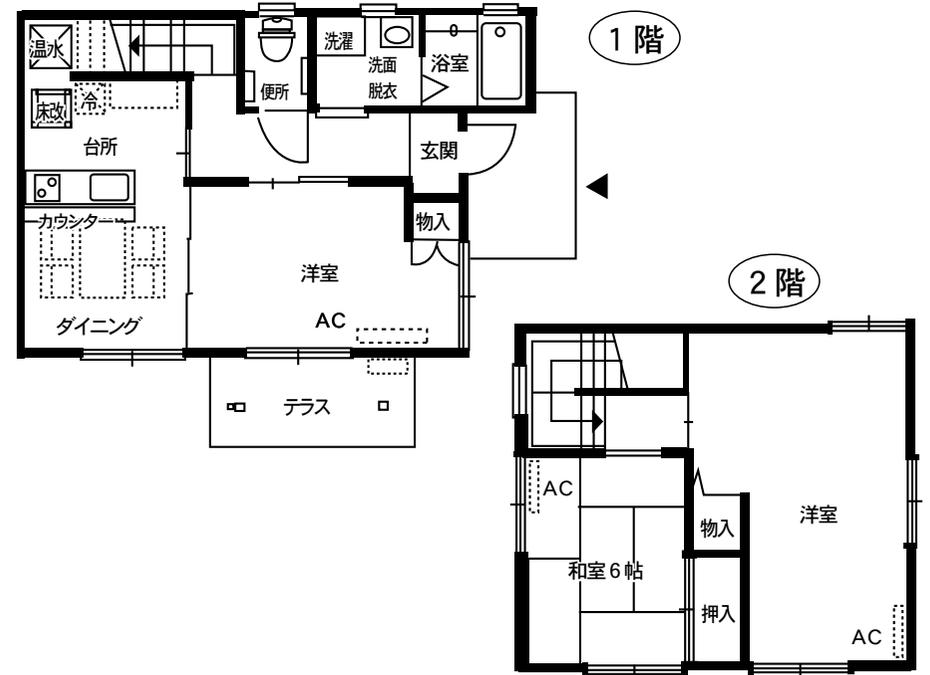
すずほ1LDK 2タイプ (48.90㎡)



すずほ3DK 1タイプ (76.30㎡)



すずほ3DK 2タイプ (76.30㎡)



# 市営住宅位置図

